

平成 18 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL 03-3475-3802

使用人等に対するストックオプションの発行内容の一部訂正 および行使価額等の決定について

平成 18 年 8 月 7 日に発表いたしました「使用人等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」において一部誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。

なお、付与するストックオプション（新株予約権）の発行について、本日、行使時に出資をなすべき金額等が確定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

<訂正内容>

【訂正前】

4. 新株予約権発行の要領

- (4) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、株式 1 株の発行価格（以下、「発行価額」という。）の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
なお、株式 1 株の発行価格（発行価額）は、1 株当たりの新株予約権行使時の払込金額（行使価額）とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、発行価額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【訂正後】

4. 新株予約権発行の要領

- (4) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前期①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

<行使価額等の決定事項>

1. 発行する新株予約権の総数

2,346 個（新株予約権 1 個当たりの株式数は 1,000 株）

2. 新株予約権の行使時に出資をなすべき金額

新株予約権 1 個当たり 591,000 円
1 株当たり 591 円（行使価額）

なお、行使価額は、行使価額の決定日（本日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における株式の発行価額の総額

1,386,486,000 円

以 上